一　申請者の商号及び本店の所在地
　イ　商号
　　川崎臨港倉庫埠頭株式会社
　ロ　本店の所在地
　　川崎市川崎区千鳥町二十二番三号
二　運営計画の概要
　イ　特定埠頭群において施設を提供する時間
　　午前零時から午後十二時まで
　ロ　建設又は改良を行う特定荷さばき施設等
　　該当無し
　ハ　特定埠頭群の運営の体制に関する事項
　　役員九人及び職員十二人を置くこと。
三　縦覧の期間
　平成二十五年十月七日から同月二十日まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）
四　意見書の提出方法等
　イ　提出方法及び提出先
　(1)　郵送による場合
　　〒一〇〇―八九五九　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館八階）
　　国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて
　(2)　ファクシミリ装置による場合
　　番号　〇三―五二五三―八九三七
　　国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて
　ロ　提出期限
　　縦覧期間が終了する平成二十五年十月二十日までに必着
　ハ　記載要領
　(1)　意見提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見提出者が申請の内容について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。
　(2)　意見は、日本語により記載すること。

○関東地方整備局告示第四百二十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十月七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
　関東地方整備局長　5
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　一般財団法人さいたま住宅検査センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	岡安　操
変更後	―

(2)　変更年月日
　平成二十五年九月三十日

○関東地方整備局告示第四百二十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十月七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
　関東地方整備局長　15
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社神奈川建築確認検査機関
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	大木　裕一
変更後	―

(2)　変更年月日
　平成二十五年十月一日
四(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	斉藤　茂夫
変更後	濱谷　浩史

(2)　変更年月日
　平成二十五年九月十七日

○関東地方整備局告示第四百二十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十月七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
　関東地方整備局長　18
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社J建築検査センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	田中　雅弘、細野　優子
変更後	―

(2)　変更年月日
　平成二十五年十月一日

○関東地方整備局告示第四百二十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十月七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
　関東地方整備局長　25
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　日本建築検査協会株式会社